

糸島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成28年11月10日

糸島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

糸島市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、糸島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （平成28年4月）	4,340ha	126ha	2.90%
3年後の目標 （平成31年3月）	4,340ha	105ha	2.42%
目 標 （平成36年3月）	4,340ha	70ha	1.61%

注1：管内の農地面積（A）は、『耕地及び作付面積統計（農林水産省）』の27年度数値。目標数値は、農地転用による減少と農地への再生を勘案し、現状維持とした。

注2：遊休農地面積（B）は、『平成27年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査』によるA分類の数値。1年当たり7haの解消を目標数値とした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施します。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現 状 （平成 28 年 4 月）	4, 3 4 0 h a	1, 8 5 5 h a	4 2 . 7 4 %
3 年後の目標 （平成 31 年 3 月）	4, 3 4 0 h a	2, 4 6 1 h a	5 6 . 7 1 %
目 標 （平成 36 年 3 月）	4, 3 4 0 h a	3, 4 7 2 h a	8 0 . 0 0 %

注 1：集積面積（B）は、平成 28 年 3 月現在の利用権設定済み農地の面積。目標数値は、平成 35 年度に集積率が 80%となるよう、年間 202ha 程度の増加で設定。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団体その他の集落営農組織
現 状 (平成28年4月)	2, 145戸 (573戸)	372経営体	23経営体	8団体
3年後の目標 (平成31年3月)	2, 081戸 (556戸)	378経営体	53経営体	8団体
目 標 (平成36年3月)	1, 979戸 (529戸)	388経営体	103経営体	10団体

注1：総農家数（うち、主業農家数）の現状数値は、2015農林業センサス数値。目標数値は、1年あたり1%減少で計算（参照：糸島市農力を育む基本計画）。

注2：認定農業者数は1年当たり2経営体の増加で計算（参照：糸島市農力を育む基本計画）

注3：認定新規就農者数の目標数値は、1年当たり10経営体の増加で計算（農業振興課協議済み）。

注4：特定農業団体その他の集落営農組織については、当面の間、新規設立が見込めないため、2団体の増加にとどめた。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに市と連携して取り組みます。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。また、地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進するとともに、集落営農の組織化、法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ほ場整備が完了した農地や農振農用地内等において遊休化している農地のうち、特に立地条件が優良で、所有者等を確知することができない農地については、機構集積支援事業等の補助事業を活用して所有者の特定を行う他、都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用する等、農地の有効利用に努めます。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成28年4月)	83人 (50ha)
3年後の目標 (平成31年3月)	125人 (75ha)
目 標 (平成36年3月)	195人 (117ha)

注：目標数値は、1年当たり14名の増加で計算（参照：糸島市農力を育む基本計画）。新規参入者取得面積は、1経営体当たり0.6haで計算。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 市農業振興課、県普及指導センター、JA糸島と農業委員会で組織する新規就農者支援班で、新規就農希望者の情報を把握し、必要に応じて相談会等を実施します。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備します。

③ 企業参入の推進について

- 企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業の参入の推進を積極的に図ります。

④ 新規就農（希望）者に対する支援について

- 貸し付けを希望される農地について、所有者の意思を確認し、農地貸借バンクに掲載することにより、新規就農（希望）者に農地の情報を提供できるよう努めます。